

別紙
「アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和53年5月2日 53農蚕第3029号 農蚕園芸局長通知) 新旧対照表

改正後	現 行
4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 (略) ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) 消毒開始前に、ガス濃度測定機器は <u>1.0mg/l</u> 以上の精度を有した ものであり、適切に校正されたものであることを確認すること。 (エ)～(ク) (略) イ (略) (2) (略)	4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 (略) ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) 消毒開始前に、ガス濃度測定機器は <u>0.5mg/l</u> 以上の精度を有した ものであり、適切に校正されたものであることを確認すること。 (エ)～(ク) (略) イ (略) (2) (略)